

文書館像は変化したか

Has the Image of Archives changed?

福嶋 紀子

Noriko FUKUSHIMA

アーキビストの眼

1 資料保存運動の成果

近年3年間の全史料協大会では、新たに21世紀を迎えるにあたって、これまでの運動の成果を総括するとともに、これからの資料保存運動のあり方や文書館運動の展開を模索する試みが行われた。

まず、3年間の連続テーマが設定される際に、検討すべき課題として、1 文書の電子化、2 市町村合併と公文書保存、3 文書館専門職員の3つの大きなテーマを上げ、具体化のための方策が考えられた。平成13年の長野大会では、「文書館をとりまく現状と課題」をサブテーマとして、梅原康嗣氏から問題提起がなされている。この中では近年の文書館情勢を「文書館像の多様化」ととらえ、資料保存機関で保存する資料の広がりについて指摘し、これに伴う文書館像の変化について検討すべき時期に来ている点を指摘している。また、20世紀末の5年間を文書館新設のエポックと評価する視点からは、市町村文書館の設置や、企業・宗教法人等の組織体による文書館の設置及び地域資料の保存をめぐる住民活動などの動向に注目し、文書館をとりまく状況が大きく変化している現状を指摘する。

太田富康氏は、これらの新設館の描く文書館像に始まり、従来の文書館像にとっても、明確な存在主張が必要とされている時であるとしている（「新設館が描く文書館像」『記録と史料』12号、2002年3月）。

3つの大きなテーマ設置で始まった取り組みは、3年間の大会運営の中で、差し迫った緊急的な対応として、市町村合併と公文書の保存への対策の具体化へと変化していった。このテーマの具体化には、全史料協の発足以前から歴史研究団体を中心として行われてきた資料保存運動が、過去に行われた市町村合併時における文書資料の散逸に対する危険性の認識に基づいて発したいくつもの警鐘を踏まえ、全史料協として取り組むべき課題を再認識した上で行われた。記録史料の将来にわたる保存を共通の目的とした各組織の連携が、30年の活動実績の中から目の大きな課題にどのように取り組み、成果を出していくのか、活動の真価が問われるときでもある。

しかし、市町村合併にともなう公文書保存運動の展開を具体化するためには、全史料協独自として、過去の合併時の公文書をめぐる保存と廃棄の現状について、出典の確かなデータを十分に持っているとはいえない状況でもあった。各個人や機関が所属する地方公共団体からの経験の敷衍によって、周辺状況を推し量る方法で、今後の市町村合併の方向性を考えるという手法が、果して発足以来30年の運動を展開してきた現在の全史料協の手法として妥当であるかを考える時、新たな取り組みの必要性が痛感された。

この間、資料保存委員会が取り組んだ全国の市町村における公文書の保存状況調査では、1 自治体史編纂担当が把握する市町村公文書の実態と、2 行政文書担当が把握

する公文書の実態についてアンケート調査を行ってきた（全史料協資料保存委員会編『データに見る市町村合併と公文書保存』岩田書院）。その結果、従来「歴史資料として重要な公文書等」としてとらえられてきた、いわゆる明治から昭和の大合併以前の旧町村役場で保存されてきた行政文書が、現状では多くの市町村で自治体史の編纂担当窓口が把握し、保存の任に当たっていることがわかってきた。これはあくまでも対象を自治体史編纂担当に設定した上での予見的な調査であり、確実な数値的なデータを上げる段階にいたるものではない。しかし、2つのアンケート調査を踏まえたうえで、再度、公文書等の保存の任に現在当たっていることが判明した市町村史編纂窓口に対して、新たに今後の公文書保存の方向性を検討するためのアンケート調査を、3 自治体の保有する公文書の現状について、として行ったところ、各担当部署が今後文書を継続保存する上で抱えている課題が、少しずつ明らかになりつつある。

公文書をはじめとする「歴史資料」とよばれる文書類の保存に、今何が必要とされているのか、長期的な保存の要件を満たすためには、今何が必要なのか。これら一連の調査は、全史料協の大会テーマとして最初に設定した3つの中で、市町村合併問題を中心としたものではあったが、この切り口を通して、現在各資料保存機関が直面する課題と資料保存の実態が浮き彫りになりつつある。その結果、現在多くの公文書の保管を担当している部署のなかで、従来の資料保存運動のなかで切り札とさえ考えられてきた公文書館法が、その効力を十分に発揮できないという現状にあることを知った。

資料保存委員会の行った平成15年度の「自治体の保有する公文書の現状について」のアンケートの中で、「公文書館法を知っていますか」として、自治体の編纂室や資料館・博物館などの編纂事業を引き継いでいる部署へ問いかけたところ、発送数1660件、回答数780件のうち、406市町村で公文書館法の存在

については事前に知っているという回答があった。これは回答のあった市町村の約半数に当たり、今回初めて知ったという市町村数の320を上回る数値である。

しかしながら、公文書館法の存在は知っているながらも、市町村の職員にとっての公文書館法は、市町村には設置が困難である公文書館について定めた法律であり、自分たちの業務との関わりは薄いという認識が強いのが現実である。「法の趣旨は理解している。しかし…」という回答が多い。この質問を通しては、市町村での設置が困難であるならばなおのこと、都道府県には必ず文書館がほしい、という積極的な考えもあるが、市町村職員の対策としては、歴史資料としての公文書の情報をどのように開示し、閲覧要求に対応するかというルールづくり、文書管理制度の確立の方が現実的な課題であるとの認識が先行している。

公文書館法のもつ限界については、法制定当初から懸念されてきたことではあったが、公文書館法には罰則規定等がなく、法的拘束力が弱い点、行政組織にとってある程度の有効性を発揮しうる上からの行政指導につながりにくい点などの指摘も踏まえつつ、今回の一連のアンケートではさらに深刻な課題が浮上していることが知られる。特に市町村合併という公文書の保存をめぐる大規模な条件変化のなかで、公文書館法でいうところの「歴史資料として重要な公文書等」という場合の、「歴史資料としての重要性」の価値判断に、客観的な基準がない点が改めて重視されることとなった。

「歴史資料として重要」という場合の歴史資料とは、具体的には何をさすのか、各担当の手元では、記録資料を残していきたいと思う反面、よりどころとなる公文書館法の規定を十分に理解できない。それが今なぜ、各担当部署の中で浮上してくるかといえば、今後の継続的な資料保存を行う上での必要性からである。

第1回・第2回の資料保存委員会の調査で

は、少なくとも全国で1600以上の市町村の自治体史編纂室またはその事業を継承する部署には、明治から昭和にかけての旧町村役場が作成した行政文書が残されている可能性が浮上した。アンケートの結果を見ると、これらの資料が現在の各編纂室に残されるようになったのは、多くの市町村で1980年以降に広範に見られるようになる、資料の公開性の高い、自治体史編纂事業の取り組みがなされたことが大きな要因であったと考えられる。

自治体史編纂室に対して行った第1回目のアンケートの中では、1950年代以降の自治体史（市町村史）編纂の傾向をたどることができるが、各市町村で始まった周年記念誌的市町村史の編纂は、1970年代から1980年代にかけて、基盤となる史料調査の方法を大きく修正していく。この頃を境として、市町村史に盛り込まれていくデータが豊富になり、対象とする読者層が広がっていく傾向は、1970年代以降の史料調査の広がりと機を一にするかのごとくである（拙稿「市町村における自治体史編纂の成果と公文書保存の課題」『松本市史研究』14号、平成16年3月）。

この傾向は、いうまでもなく歴史研究団体を中心とした資料保存運動の成果の上に成り立つ、市町村レベルの資料調査事業の広がりをベースとして成立するものであり、地方史や地域史の研究の深化を経て結実したのもっとも大きな成果であろう。こうした資料保存運動を基盤として、1987年に公文書館法が制定されるにいたり、自治体史編纂事業における資料調査活動の範囲は、古文書を中心とした調査から、行政文書を含んだ歴史資料調査に移行していき、多くの行政文書の廃棄にストップをかけることができたといえる。

この公文書館法を踏まえて、問題はその後の文書の保存である。現在、各自治体史編纂担当のもとに残されている文書は、少なからず自治体史編纂に利用されることを目的に、過去に調査され、収集されてきた文書であり、執筆担当者により調査・利用されることによって文書の「歴史資料としての重要性」は

検証されたことになる。しかし、今保存されている資料が、今後いつになれば再度「歴史資料としての重要性」を発揮することになるかはまったくわからない。再度、自治体史編纂事業の取り組みがなされる可能性があるのか、編纂時の執筆担当者と同程度の利用が、日常的な保存管理下で行われる可能性があるのか。保存されている資料類の利用が、歴史的な利用を前提として保存されているとするならば、これまでに行われた自治体史編纂以上に「歴史的な」利用方法や手段があるとは思われないのが現状である。

実際、自治体の保有する公文書の現状についてのアンケート調査の中では、「今後いつまで文書類を保存する予定であるか」という問いに対しては、「次の自治体史が刊行されるまで」という回答に類するものが複数あった。ただし、不況下での文化事業への取り組みが後回しにされるのは、どの市町村でも同様であろう。

こうした状況下で「歴史資料として重要な」と定義した場合、現実には各担当部署のものと文書資料は、存続基盤を大幅に減少する可能性をももつかもしれない。自治体史編纂事業が一段落を迎えようとしている今、資料保存部署にある担当者が、一番必要としている保存の根拠は、何か。この点を全史料協の場で再度確認すべき時期に来ているものと考えらる。

2 市町村を軸とした公文書館論のはじまり

かつての市町村が、戦後の地方自治の発展の中で、自治体としてのアイデンティティを示そうとした記念誌的自治体史編纂事業は、総じて一巡の成功を収めた後、その多くは継続的にその後の窓口を保持して、関係資料の管轄にあたっている。しかし、継続した窓口の多くは、近年の不況による各自治体・行政組織を圧迫する税収入の落ち込みの中で、新たな予算取りが困難な状況か、または縮小・撤廃の危機にさらされているのが現状

である。これが編纂を目的として立ち上げられた資料保存担当の苦しい現実である。

この数年の間に全国で行われるであろう大規模な市町村合併の動きが、公文書を始めた資料の保存に大きな影響を及ぼすとするならば、これに対して具体的な動きを起こすことのできる各市町村の部署は、組織自体の存続すらも危ぶまれるかつての市町村史編纂窓口とその後継組織である。平成15年度のアンケート調査のなかで、公文書保存担当部署として回答を寄せた担当窓口の全てが、今後の永続的な存在が保障されている部署とは言えず、また、結果的に行政文書が移管されていながらも本来的な管理担当ではないことを理由に、将来的な保存の可能性については言及を差し控える回答も数多くあった。

従来の文書館建設運動の中心は、国や都道府県の文書館であり、都道府県文書館の建設はようやく半分を超えた段階であるが、文書資料の保存を考える場合に現在直面する課題を考慮すれば、次に積極的な建設運動を必要とするのは市町村の段階となる。自治体史編纂事業の終息や市町村合併の動きは、市町村文書館の必要性を改めて浮上させる契機となったといえる。しかし反面、組織にとって、もしくは市町村を始めとする各自治体にとって、文書館という記憶装置がなぜ必要なかが、説得的に理解されない限り、この期に及んで文書館の必要性を積極的にアピールすることはできない。

こうした点を振り返って考えれば、この3年間の継続的な取り組みの中で、文書館の設置目的について、従来の考え方とは異なった方向性が抽出されてきた部分があったのではなかろうか。文書館は誰のための施設かという問いは、3年間のテーマの下だけの課題ではないが、文書館は学術研究を行うためだけの施設なのだろうか、という疑問は、近年とみに聞こえてくる疑問でもある。従来の規模の大きな行政体に設置された文書館とは異なり、住民生活に近いレベルに文書館が設置されることによって、この疑問はさらに増大し

てくる感がある。

かつて、文書館の利用について、市レベルの文書館を例として、歴史研究のための利用提供の側面と、行政の説明責務、アカウンタビリティの側面を持つ文書館の役割について報告を行った。文書館での閲覧業務に携わるなかで、来館者との対応を重ねると、来館者の求める過去に対するアプローチが、いわゆる研究対象としての客観的な歴史事象ではなく、もっと主観的な欲求に基づいた遡及方法をたどる、過去への遡りであることに気付かされる(拙稿「利用者の立場で見る文書館」全史料協『会報』60号「長野大会特集」)。

しかし、当然これには、個人情報側の側面や閲覧制限を含む資料もあることから、単純に求められている資料を提供することができない困難さはある。「歴史的・文化的なという利用を超えた利用(証拠資料としての利用や利益を得る目的の利用等)を利用者の平等性の確保からどう考えるのかを整理できない運営は難しいものとなろう」との考えもある(三浦喜代氏『板橋区公文書館』のこれまでとこれから『記録と史料』12号))。さらに、文書館が有すると思われる過去の行政行為に対するアカウンタビリティの側面については、富山大会の研修会で講義された高橋実氏の報告に対して、「本来文書館は行政の説明責務を分担すべきではないと考える」という質問があった(『全史料協研修会テキスト』2002年度研修会の記録)。

今、多くの市町村(少なくとも1600以上の市町村)で、昭和の合併以前からの公文書を市町村史編纂室の後継部署が保存管理している。そしてこれらの資料群は、過去の編纂行為にともなう参考資料として、また、将来、歴史研究者が尋ねてきた場合に提供する可能性があるかもしれない資料として、各市町村の図書館や資料館や公民館のいくつかの部屋を占め、管理担当者も明確でないままにダンボール箱に詰められて保管されている。さらに、近年の資料保存運動の展開と公文書館法の理念の周知にともなって、行政の作成す

る公文書が、こうした資料保存担当部署に移管される市町村がわずかながらでも出始めている。行政文書が資料保存担当部署に蓄積されていく現状の中で、行政文書の「歴史的・文化的」価値のみを目安として保存していくことは、文書の保存価値のなかで、どれだけの部分を評価したことになるのだろうか。そして、その結果として残されている大量の文書の今後の保存の継続性は、担当者以外の職員の共感をどれほど得ることができるのであろうか。

日常的には歴史に縁のない地域住民が、文書館収蔵資料をそのまま歴史研究に使用するという事例が、どれほどあるかは残念ながら知らないが、歴史学の基礎知識を持たなくても文書館収蔵資料にかかわりを持つ住民は非常に多い。多いのではなく、本来全ての住民が文書館収蔵資料である行政文書に関係を有しているのである。文書館収蔵資料は、地域住民の歴史的興味のみを満たすのではなく、日常生活の安心をも充足するために存在するものでもある。権利関係に関わる資料も文書館の収蔵資料である限り、文書館の日常業務では残念ながら「歴史的・文化的な」利用のみを対象とした利用提供以外にも、様々な判断を迫られる閲覧業務がある（拙稿「歴史研究とアカウントビリティーのはざま」国際資料研究所発行『DJI パイマンスリーレポート』）。こうした住民生活に最も近いところで存在しなければならないのが、市町村文書館なのである。いったん設置された行政文書の保存部署でさえ、保存理由についての共通認識が得られなければ、撤廃の危機にも直面するのが、市町村合併を前にしたこの数年の市町村の実態である。

文書館を設置する目的は何か。これが改めて考えられなければならないようになったのは、自治体史編纂事業の一巡という事態と大規模な市町村合併という事態を前提とする。今直面する記録資料の保存をめぐる課題は、そのほとんどが行政機構の基本単位である市町村の文書保存について懸念されるものであり、実

際に一番支えを持たず、撤廃の危機にさらされているのが市町村の資料保存機関であろう。

国や都道府県レベルの文書館についての議論ではなく、市町村レベルの文書館は、収蔵資料の内容と質がおのずと異なる。従来の歴史研究に直結するような資料ではなく、地域住民の生活につながる資料を収蔵するのが市町村文書館であるとすれば、これまで展開されていた文書館に関する議論とは質の違う考え方が現れてくるはずである。

市町村合併を契機とした公文書保存の呼びかけが広がる中で、住民との対応関係の中に文書館を位置づける視点、文書館の設置目的を歴史研究とは異なった次元から考え直す視点など、行政と住民との対応関係の中で、行政行為の足跡を残すためにあるのが文書館であるという側面が、明確化してきている。

ここに至って、従来の文書館像に抱く様々なイメージのなかから、住民の生活に密着した公文書を始めとする歴史資料の保管場所としての文書館のイメージが、従来よりも明確に現れてきたことは再確認の必要がある。これまでに設立された文書館について様々な存在形態と業務がある中で、文書館収蔵資料のどの部分に力点を置き、収集対象としての線引きを行うかによって、文書館の性格が明確に現れていたが、既にその段階は昇華されるべき時期にいたっていよう。特に市町村文書館では、この傾向は明白であるといえる。現在の文書館像は、文書資料・記録史料の集合体となっている文書館に対して、利用者が何を求めてきているかによって、文書館の性格規定がゆだねられている感がある。設置者の側からの積極的な方向付けの前に、利用者側の志向に大きく影響を受けるのは致し方ないが、性格付けが明確でない施設を新規に建設できるほど、現在の財政事情は豊かではない。

「地域住民のための文書館」は、当然市民生活に密着した施設として存在するものであり、古文書の解読能力などの特殊技能を持たない住民とも密接な関連を持つ。そして何よ

りも、生活基盤についての権利関係をはじめとした住民生活の証が保存されているという点で、文書館が網羅する対象住民は地域の枠へと広がりを見せる。

都道府県文書館のように規模の大きな文書館による収蔵資料が、歴史資料としての重要性に視点を置いて収集されるのは致し方のないことでもある。地域の住民との関連を、歴史事象を通じて、点や線の形で紡ぎながら、より多くの住民との関連へと発展させる方法が大規模文書館の宿命であるとするれば、地域の枠に応じた面的な広がりを持つことのできる施設が市町村文書館ともいえる。

3 市町村の行政組織にとっての文書館の必要性

さらに、市町村合併のような大規模な変革を前にして、従来の文書館建設の訴えの中で、行政組織の一環としての文書館の役割が重視されてこなかったことは反省すべき点かもしれない。

これまでの文書館についての議論のなかで、行政の記憶装置としての文書館の存在は、触れられる機会は多かったものの、もっと前面に出されて検討されていれば、という恨みは否定できない。行政文書を残す必要性が、従来の資料保存運動の中で、どこまで行政組織の視点から位置づけられていたのか。行政の記憶装置だから行政職員が文書館を利用するのは当たり前、として充分深められなかったのではなかろうか。むしろそれ以外の一般の住民に対して、文書資料の保存に特化された文書館の存在をどのようにアピールするかに力点が置かれ、行政内部に対して、文書館の必要性を位置づける方法論の深化は不十分だったのではなかろうか。

また一方で、日本における公文書の保存については、文化遺産や文化財という発想で定着することを目指したがために、文書を一定年限で線引きして、行政の組織体からは切り離して考えようとするライフサイクル論が定着していった。しかしこの考え方は、非現用

文書となった文書に新たに「歴史資料としての重要性」を付与する反面、現用文書と非現用文書の線引きを先行するあまり、非現用となった文書を行政職員の日常業務から切り離し、その関係を断ってしまったかの感がある。

確かに、行政文書の円滑な移管のためには、現用か非現用かで線を引くことで双方の合意をとる手段を選択して、現在の文書館収蔵資料が成立するのであるが、これがかえって行政の職員にとって、文書館に移管された資料を自分たちの業務とは無関係なものとなすきっかけになってはいしないだろうか。業務の役割分担と棲み分けは重要であるが、双方の底流で動く文書は一貫して継続していることに新たに目を向けるとき、文書保存の時間経過の仕方に、従来とは異なった評価が現れるものと考えられる。

実はこうした考え方は、既に行政組織のなかで文書を作成し、日常業務に追われる一般職員のなかでは昔から違和感なくあった考え方なのかもしれない。例えば、行政文書の扱いを規定する文書管理規程が掲げて立つところの行政科目表では、各自治体ごとに文書の保存年限を設定している。ここで長期保存文書（または永年保存文書）に規定された文書は、現在、各市町村でどのような扱いになっているかを考えればよい。

文書のライフサイクルによって、保存期限が満了し、歴史的に重要な資料として文書館に移管される文書と、行政の中枢に蓄積される永年保存等の長期保存文書は、双方が相まって過去の行政組織の機構や働きを復元することのできる資料となるのである。ところが現在、いつまでも現用を解くことのできない長期保存文書は、ライフサイクルの考え方だけでは文書館等の組織が引き継ぐことのできない文書となってしまっている。実際、資料保存委員会による第1回目と第2回目のアンケートでは、自治体史編纂室と行政文書担当の双方に対して、保存年限の古い行政文書の所在を尋ねたところ、合併等によって作成主体が消滅していない場合は、長期保存文書

は行政文書担当の管轄下にあり、旧町村の消滅により作成主体が消滅した町村では、行政文書担当とは異なった窓口での管轄の道が開けている。

特に第2回目のアンケートを通してみれば、永年・長期保存として管理されている行政文書の中核部分は、行政文書担当のもとに保存されている事例が非常に多い。この点の認識について、第3回目のアンケート調査の中からいくつかの意見を拾い出してみた。以下は、公文書館法の存在を知っているかどうかと、公文書館法についてどのような意見を持っているかを尋ねた部分に対する回答である。（平成16年刊行『自治体の保有する公文書の現状について』全史料協資料保存委員会編報告書）

アンケート意見

- ・ 現用文書の公文書等が保存期間を終えた時点で歴史資料として保存するための基準がない。市民の財産である行政文書が保存年限により廃棄され、歴史担当の努力によってのみ保存されている現状は問題である。
- ・ 公文書を歴史資料として位置づけた点に大きな意義がある。同法の範囲でないと思われるが、情報公開等により公文書が行政の内部文書のみでなくなっている現状において、公文書館制度は歴史資料として重要な公文書のみに限定された段階を越えなければならない。
- ・ 本法律には施設の設置規定や施行細則がなく、また、内容も情報公開法に比べ一般市民の利用が中心というものではない印象を持たれるため、図書館法などに比べ社会における公文書館の必要性を考える上で支障となっている。国と地方自治体との違いを考えても、専門職員の例外規定がある点、また、情報公開法と同様、一般市民の知る権利及び行政の透明性の面でも必要なものであるという点が知られないと、今後の発展は難しいのではないかと。

- ・ 理念は分かるがなぜ公文書法ではなく公文書館法なのか。この法律の趣旨を実現するならば文書館という施設の有無にかかわらず、公文書廃棄の際には歴史的価値に基づく検証を行なうことを義務づけるような公文書法がふさわしい。施設を作るための法律になってしまっている。施設のないところではたんに保存年限によって機械的に廃棄されることになってしまう。行政局の文書担当課は、歴史資料の意識を持つことまで現行法で求められていないので、法を越えた業務までは行わないのが現状ではないか。

これらは、現在行政文書を保管する市町村の担当者の現場からの意見である。公文書館がない市町村で、何とかして行政文書を保存しようとする場合、自治体史編纂等の事業を経て現在までに残されてきた行政文書を保管するにも大きな困難がともなう。まして、同じ部署に、現状のままで今後作成されていく行政文書を、継続的に保存していくシステムを設置しようとしても、よりどころとする公文書館法の趣旨が十分に機能しうるものではないことが、現場の意識ある担当者に苦しい仕事を強いる結果にもなっている。

歴史資料としての文化的価値のみでなく、行政の側からの保存の必要性についてももっと明確に位置づけられるならば、図書館・資料館などの保管資料と行政文書担当が管理する永年文書庫の資料群は連続する資料群として把握することができる。実際、資料保存現場で先行している保存の実態は、担当者レベルでの行政文書に対するこうした理解に基づく側面を濃厚に持っているのではなかろうか。

おわりに

－市町村の文書管理は遅れている？－

従来の文書館論の展開や、日本歴史上に位置づけられる各文書館施設の収蔵資料を中心とした歴史理論の構築の中では、検討される

ことの少ない市町村文書館の収蔵資料は、誰のために保存されているものなのかという目的を明確にしない限り、従来の歴史研究だけでは十分に組み込むことができないままに放置される可能性を持つ。

市町村だけを対象として行政文書保存の実態をアンケートする中で感じるのは、文書館論や行政文書の把握の方法に、国や都道府県とは異なった市町村レベルの独自性があることである。合併が間近に迫る中で、小さな市町村の中には、文書管理について何の規定も持っていないことが明らかになるところもあると聞く。文書管理のあり方を考えていこうとすればこうした「論外」ともいえる市町村

は、自治体の過去にも未来にも目を向けない「遅れた」市町村と一括にされかねないであろう。しかし、こうした市町村で保存されている文書は、従来の理論に基づかなくても、職員の経験則に基づいた一定の保存方法で管理されてきた可能性もある。単に、行政運営の上で「遅れた」自治体の特例として処理するのではなく、国や都道府県の事例とは異なった、別な手法を考える段階にきていることを痛感する。

本稿は、3年間の全史料協大会への参加を通して、統一テーマに基づく取り組みの成果を、参加者の視点から総括してみたものであり、あくまでも福岡個人の見解である。